



会社HPはこちらへ

<https://www.toyo-trailer.co.jp/>

The Toyo Trailer Times

～トヨタトレーラータイムズ～

お問い合わせフォーム



はこちら

<https://www.toyo-trailer.co.jp/inquiry/>

車 両 紹 介



【2軸8輪ウォーキングビーム自動あゆみ付】

全長：11,275mm 幅：2,990mm
 荷台高：650mm 荷台長：4,640mm
 最大積載量：33,000kg

本車両最大の特徴は最大積載量です。2軸8輪自動あゆみ付でありながら33,000kg取得しています。2軸8輪なので車両重量も9,440kgに抑えられており特車の通行許可も下りやすいと思います。日中に運搬可能な荷物の重量も確保出来るので、2024年問題対策に最適な車両です。



【2軸8輪ウォーキングビームステア】

全長：12,000mm 幅：2,990mm
 荷台高：745mm 荷台長：5,700mm
 最大積載量：35,000kg

こちらの車両はウォーキングビーム式のステアリング付2軸8輪で35,000kgの最大積載量を取得しています。2軸16輪並の積載量と2軸8輪による切れ角の大きいステアリングを実現しており、今まで2軸16輪ステア付でも苦戦していた現場もスムーズな荷物運搬が可能です。16輪に比べると路面抵抗も減り、かつランニングコストも抑えられることが期待できます。



【3軸24輪ウォーキングビーム】

全長：13,550mm 幅：3,400mm
 荷台高：800mm 荷台長：8,380mm
 最大積載量：100,000kg

国内最大級の消波ブロック・テトラポッド輸送用の車両になります。登録積載量として100,000kg取得していて国内でも最大クラスのセミトレーラです。

100,000kg積載しても充分耐え得るフレーム構造になっており、安心安全に運搬することが可能です。今後国内の消波プロジェクトでの活躍が期待されます。



【4軸16輪エアサスネックジャッキ伸縮連動ステア】

全長：縮時13,100mm(伸時17,700mm) 幅：2,990mm
 荷台高：900mm 荷台長：縮時9,400mm(伸時14,000mm)
 最大積載量：縮時43,200kg(伸時45,200kg)

本車両は精密機械輸送に適した車両です。本車両は、伸縮機能を有しており、通常の荷物はもちろん、長尺の荷物運搬にも対応可能です。

車両を伸ばした際に、ネックジャッキを操作することで腹下の調整が可能です。

またステアリング機構を搭載しているので、これまで長尺荷物運搬時に走行不可であった狭い通路も走行可能となり、運行ルートの見直し等による時間のロスや運転手のストレス軽減に大いに力を発揮します。

基準緩和の期限について

「基準緩和と自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について ～基準緩和の期限の見直し、申請提出書面等が一部簡素化されます～

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進等官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和と自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請提出書面の簡素化、継続緩和の期限の延長等申請者の利便性向上のため、基準緩和と自動車の認定要領について(依命通達)の一部改正をします。

※ 長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要

※ 認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要

※ 期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受ける必要

基準緩和と自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長

● 安全性優良事業者認定(Gマーク)を受けた貨物運送事業者が申請する継続緩和について、**期限を無期限化**。

※ 安全性優良事業者認定の送納や取り消しとなった場合、遡及なく新規緩和の申請が必要。

● その他の継続緩和も、**期限を現行の2年から4年に延長**。

基準緩和の期限の改正	現行	改正
要件を満たす自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 4年

<条件>
Gマーク認定事業者が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続申請日までの間に重大事故や基準緩和と自動車の行政処分等がない場合。

申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

● 各種様式を見直し、集約化・簡素化

- 誓約書、宣誓書を申請書に集約
- 添付書面の削減

● 変更申請を届出制に変更し即日対応とする

これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。

※1 「基準緩和と自動車の認定要領について(任命通達)」の一部改正について～国土交通省HPより引用～

そして2点目として、重量緩和の期限について基準緩和と自動車の認定要領第7第2項にて、車両総重量と軸重等の“両方”が緩和項目として認定されている場合には、期限を付けるという記載に変更されました。ということは重量緩和が車両総重量と軸重等のどちらか1項目であれば緩和は無期限となります。こちらはGマーク取得の有無に関わりません。幅や長さについての緩和には元から期限が付いていません。(※2)



実際に緩和無期限で登録したセミトレーラ

道路運送車両の保安基準【2015.3.31】 第4条の2(軸重等)

(軸重等)

- 第4条の2 自動車の軸重は、10トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5トン)を超えてはならない。
- 2 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8メートル未満である場合にあつては18トン(その軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合にあつては、19トン)、1.8メートル以上である場合にあつては20トンを超えてはならない。
- 3 自動車の輪荷重は、5トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、5.75トン)を超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。

※3 道路運送車両の保安基準より抜粋

前号にて掲載した『無期限緩和』の2軸8輪についてお問い合わせを多数頂いたので、緩和期限無期限の条件についてお知らせいたします。

2022年4月1日から施行されている基準緩和と自動車の認定要領の改正により緩和の期限について大きく2点の変更がありました。まず1点目として、安全性優良事業者認定(Gマーク)を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和にて、前回の基準緩和認定日から重大事故や行政処分を受けていないという要件を満たしている場合、緩和の期限が4年から無期限になります。(※1)

※2 基準緩和と自動車の認定要領から抜粋

第7 条件、期限及び制限の付与

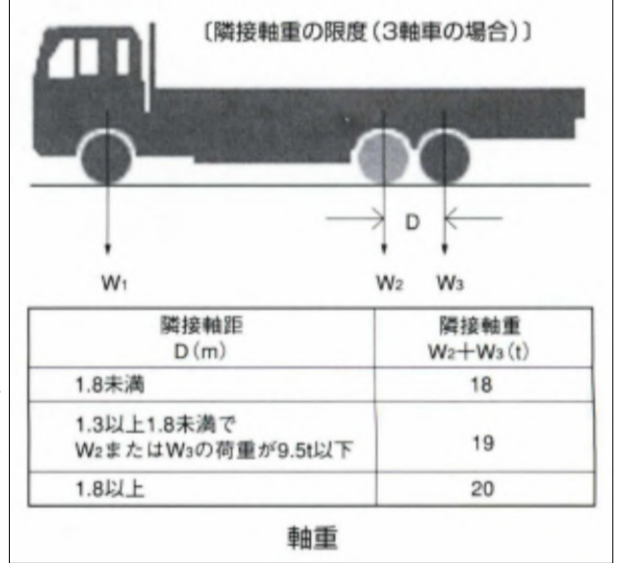
- 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。
 - 重量緩和とセミトレーラ 同表中「車両総重量(004)」については、3及び7を、「軸重(005)」については3及び5を、「隣接軸重(056)」については4を、「輪荷重(006)」については4
 - 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については2
- 地方運輸局長は、第3第25号の自動車及び第6第2項の自動車について、保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。
 - 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

単体物品輸送において車両総重量の緩和が付かないということは考えづらいので、今回は軸重等の緩和について解説いたします。

道路運送車両の保安基準を参照すると、軸重等については第4条の2に記載があり、

そちらを要約したものが右の図です。

要するに、車軸間が1,300mm未満の場合は軸重を9,000kg以下、1,300mm以上の場合は、軸重を9,500kg以下にすることが出来れば軸重と隣接軸重の緩和が付くことはありません。(※3)



編集後記

いよいよ2024年4月が到来し、労働時間の規制が開始になりました。当社の車両は、ステアリング機構や自動あゆみ等の作業時間短縮に一役買うモノや今回紹介した2軸8輪の様に日中運搬可能で、かつ積載量を増やすという方法で対策を取ることが可能です。何かしらのいいアイデアをご提案できると思いますので、お気軽にお問い合わせください。

寒かった冬の期間は運動する気にならず、ずっとお湯割りを飲んでいただけ気がつくとなんか人生最高体重を更新してしまいました。鍋・酒・ラーメンと幸せいっぱい過ごしてはいたのですが、暖かくなってきたのでそろそろダイエット再開しようか・・・いや花粉つらいしもう少し様子を見ようか・・・。

当社が取り扱っている車両は一から設計しているので、車軸間の寸法等はお客様に合わせて製作することが可能です。前号と今号に掲載の通り、軸重の緩和をつけることなく最大積載量24,000kgを取得した車両の販売実績もあります。基準緩和の継続申請に大変苦労されている方は、是非一度当社の営業担当までご連絡ください。

また、この改正の裏には大変厳しい情勢の中での、事業者の皆様の努力があります。緩和期限無期限であっても緩和車両であることに変わりはないので、これまで通り安全運転を徹底していただければと思います。